

海田町における外部の労働者等からの公益通報への対応手続に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 通報等の受付等（第7条―第11条）
- 第3章 調査及び措置（第12条―第14条）
- 第4章 通報者等の保護等（第15条―第18条）
- 第5章 雑則（第19条―第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、海田町（以下「町」という。）において外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令順守等を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「外部の労働者等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者
- (2) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者
- (3) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員
- (4) 通報の日前1年以内に前3号に規定する者であった者
- (5) 前4号に規定する者のほか、通報内容となる事実に関係する事業者の法令順守等を確保する上で必要と認められる者

2 この規程において「通報」とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実又はその他の法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、その旨を知らせることをいう。

- 3 この規程において「相談」とは、通報制度等に関する相談をいう。
- 4 この規程において「通報等」とは、通報及び相談をいう。
- 5 この規程において「通報者」とは、通報をした者をいい、「通報者等」とは、通報又は相談をした者をいう。
- 6 この規程において「受付」とは、町に対してなされた通報、相談、意見又は苦情を受け付けることをいう。
- 7 この規程において「主務課」とは、通報内容となる事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課等（海田町事務組織規則（平成12年海田町規則第23号）第3条第2項第1号に規定する課等をいう。以下同じ。）をいう。
- 8 この規程において「通報者等を特定させる事項」とは、通報等をした者が誰であるかを排他的に認識することができる事項をいう。
- 9 この規程において「不利益な取扱い」とは、通報等をしたことを理由とする町、町職員等、事業者又は事業者の役職員等からの、懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。

（組織体制）

第3条 町に対してなされる通報等への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、教育研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括する。

3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務を通報等責任者に行わせることができるものとし、通報等責任者は主務課の課長（海田町職員の職の設置に関する規則（平成12年海田町規則第24号）別表第1号の表職の欄に掲げる課長、所長及び室長（会計管理室長に限る。）をいう。）をもって充てる。

（通報等責任者及び通報等担当者の業務等）

第4条 通報等責任者は、主務課において、通報に関する調査の進捗等の管理、職員が教育研修に参加する機会の確保その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を掌理する。

2 通報等責任者は、主務課の職員の中から、通報等担当者を指名する。

3 通報等担当者は、通報等責任者を補佐し、主務課における通報の管理、通報者との連絡その他通報等への対応に関する事務を担当する。

(相談窓口)

第5条 町に対して外部の労働者等からなされる通報等に関連する相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を、総務部総務課（以下「総務課」という。）に置く。

(通報窓口)

第6条 町に対して外部の労働者等からなされる通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、主務課に置く。

2 通報窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 町に対してなされる通報の受付に関すること。
- (2) 通報者等との連絡調整に関すること。
- (3) 関係する課等との連絡調整に関すること。

第2章 通報等の受付等

(受付の範囲及び取扱い)

第7条 町は、外部の労働者等からの次に掲げる事実に係る通報等を受け付けるものとする。

- (1) 法第2条第3項に規定する通報対象事実
- (2) 前号に定めるもののほか、法令に違反する行為に関する事実（当該違反行為について町が処分又は勧告等をする権限を有する場合に限る。）
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業者の法令順守等の確保及び法令等の適正な執行のために必要と認められるその他の事実

2 町に対してされた通報等に係る事実について、処分又は勧告等をする権限を他の行政機関が有するときは、町は、当該他の行政機関を、通報者等に対して教示するものとする。ただし、通報者等が望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（第8条第2項に規程する説明、同条第3項、第12条第3項及び第13条第2項に規定する通知並びに第11条第1項に規定する教示及び資料の提供においても、同様とする。）。

3 前項前段の場合において、当該通報等に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、通報等に関する秘密（個人情報以外の通報者等を特定させる事項を含む。以下同じ。）の保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等も踏まえ、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をするものとする。

4 町は、通報等があったときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に対応し、正当な理由なく受付を拒んではならない。

5 町は、匿名による通報等についても、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

(受付手続)

第8条 通報窓口及び相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）は、通報等を受け付けたときは、通報等に関する秘密の保持及び個人情報の保護に留意しつつ、次に掲げる事項を通報者等に確認する。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- (1) 通報者の氏名
- (2) 通報者の連絡先（匿名による通報等の場合を除く。）
- (3) 通報等の内容となる事実等
- (4) その他町が通報等の受付に当たり必要と認める事項

2 通報・相談窓口は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明する。

- (1) 通報等への対応に関与する職員には秘密保持義務があり、通報者等を特定させる事項その他通報等に係る情報の共有は制限されるなど、通報等に関する秘密は保持されること。
- (2) 個人情報は保護されること。
- (3) 通報等受付後の手続の流れに関すること。
- (4) 通報者等における当該通報等に係る情報管理の重要性に関すること。

3 町は、書面、電子メール等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、通報等の到着を確認次第、通報等を受付した旨を通報者等に対して遅滞なく通知するよう努めるものとする。

(受付後の対応)

第9条 通報窓口は、通報を受け付けた後に、法及びガイドラインの趣旨並びに町が有する法令上の権限及び所掌事務を踏まえて当該通報等に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(通報に関する調査)

第10条 通報窓口は、法及びガイドラインの趣旨及び関係する法令等の規定を踏まえ、受理した通報が次の各号のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該通報に関して調査を実施するものとする。この場合において、通報窓口以外の課等が調査に関する権限を有する場合、適切な課等に通報等を取り次ぎ、取り次ぎを受けた課等（以下「調査担当課」という。）は、責任をもって同項の調査に当たるものとする。

(1) 外部の労働者等が、第7条第1項各号に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次に掲げる要件のいずれかを満たしてする通報である場合。

ア 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

イ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出すること。

(7) 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(i) 当該事実の内容

(ii) 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(e) 当該事実について法令に基づく措置その他適切な措置がとられるべきと思料する理由

(2) 当該通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合において、法第3条第1項第2号の趣旨を踏まえ、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

2 通報窓口は、調査を実施する場合はその旨（次項の期間を設定した場合には、当該期間を含む。）を、調査を実施しない場合（情報提供として受け付けることを含む。）はその旨及びその理由を、総括通報等責任者及び通報等責任者に報告するものとする。

3 主務課は、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

4 第2項の報告を受けた通報等責任者は、公益通報又はそれに準ずる通報等として調査を実施するときはその旨を、調査を実施しない場合はその旨を、通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

(教示)

第11条 町に対してなされた通報に係る事実について、他の行政機関が処分又は勧告等

をする権限を有することが通報を受理した後に明らかになった場合、通報窓口は、当該他の行政機関を、通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。この場合において、当該主務課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供するものとする。

- 2 通報窓口は、前項前段の場合において、当該通報に、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性のある内容が含まれている場合には、当該通報に関する秘密保持に留意しつつ、個人情報の保護に関する法令等に従い、当該他の行政機関に当該内容について情報提供をするものとする。

第3章 調査及び措置

(調査の実施)

第12条 通報窓口は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を実施するものとする。

- 2 総括通報等責任者及び通報等責任者は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理するものとする。

- 3 通報窓口は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を可及的速やかにとりまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第13条 通報窓口及び調査担当課（以下「通報窓口等」という。）は、調査の結果、第7条第1項各号に掲げる事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 通報窓口等は、前項の措置をとった場合には、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(協力義務等)

第14条 町は、法に基づく通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処

分又は勧告等をする権限を有する行政機関が本庁の他にもある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、措置を講じる等、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第4章 通報者等の保護等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第15条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、当該通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する秘密の保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（通報等の受付、教示、調査、措置及び通報者等への結果の通知の各段階をいう。以下同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

(2) 通報者等を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

(3) 通報者等を特定させる事項を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を得ること。

(4) 前号に規定する同意を得る際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

4 通報・相談窓口における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令等に従う。

(利益相反関係の排除)

第16条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、通報等への対応に関与してはならない。

(1) 法令違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者

(2) 通報者又は又は被通報者等と親族関係にある者

- (3) 通報等に係る事案に関する公正な調査や措置等の検討又は実施を阻害し得る者
- 2 通報・相談窓口の担当職員は、自らが前項各号のいずれかに該当する者となる通報を受け付けた場合、他の職員に引き継ぐものとする。
 - 3 通報等担当者は、通報に係る事案の調査又は措置等の検討若しくは実行等の通報等への対応の各業務に着手する時点で、自らが第1項各号に該当する者であるかを確認し、同号のいずれかに該当することが判明した場合、通報等責任者に報告するものとする。
 - 4 前項の報告を受けた通報等責任者は、同項の報告をした者を当該通報に関与させてはならない。
 - 5 通報等責任者は、通報への対応の各段階において、通報への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(通報者等の保護)

第17条 通報・相談窓口は、通報等への対応が終了するまでの間、必要に応じて、通報者等が不利益な取扱いを受けていないか確認するものとする。

- 2 町は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル（一元的相談窓口）、各都道府県労働局等を紹介するなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第18条 通報・相談窓口は、町における通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 前項の申出の内容が、通報等に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び措置の遅滞並びに不適切な調査の実施その他町の不適切な対応に関するものである場合には、通報・相談窓口は総括通報等責任者に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた総括通報等責任者は、速やかに通報・相談窓口及び当該通報等を取り扱う主務課における対応状況を確認し、法令に基づく措置その他適切な措置を講じた上で、その結果を通報・相談窓口から通報者等に通知させるものとする。

第5章 雑則

(通報への適切な対応の推進に関する事務)

第19条 総括通報等責任者は、町における通報等への適切な対応を推進するため、法及

びガイドライン並びに本規程の内容等について、定期的な研修、説明会の実施その他適切な方法により、十分に周知するものとする。

(事業者及び労働者等への周知)

第20条 町は、広報の実施その他適切な方法により、法の内容、町における通報・相談窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努めるものとする。

(町における通報体制の運用状況等の評価及び改善)

第21条 町における通報体制の運用状況等についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、町は、通報体制の運用状況等に関する事項を、各年度の終了後、速やかに公表するものとする。ただし、当該情報を公表することにより、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じる場合においては、個々の通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができる。

2 町は、通報体制の運用状況等について、定期的に評価及び点検を行うとともに、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるものとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等への対応手続について必要な事項は、総括通報等責任者が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。